

こちら 町長室

寄居町長
花輪利一郎



小田原北條五代祭り

戦国武将・小田原城主北条氏の初代早雲公は、1519年に没したと言われ、今年が没後500年という節目の年になります。



小田原市では、領民の安寧を願い、自身の理想とする国づくりを行った早雲公の事績を改めて顕彰するため、昨年から多くの関連イベントが行われています。5月2日には、北条氏ゆかりの市町長が、箱根町の早雲寺に会し、墓前供養とともに厳粛に献茶式を執り行い、早雲公を偲ぶ一日となりました。

5月3日には、小田原北條五代祭りに参加させていただきました。北條五代祭りは、来場者が20万人を超える小田原市を代表するイベントのひとつであります。毎年参加をさせていただいておりますが、今後も、姉妹都市交流を続ける中で、小田原市をはじめ、八王子市の事例を研究させていただき、寄居町でのイベントに反映し、ご来場いただく皆さまに喜んでいただけるものを創っていきたく考えております。

また、北條五代祭りに先立って開催された「北条五代観光推進協議会」では、「北条五代を大河ドラマに」を合言葉に、引き続き、大河ドラマ化に向け、関係する自治体、団体が協力していくことが確認されました。寄居町といたしましても、実現に向け、積極的なPR活動を行ってまいります。

寄居北條まつり

5月19日には「第58回寄居北條まつり」を開催いたしました。今年は市街地のパレード、毎年好評をいただいております「食の陣」に加え、玉淀河原での攻防戦では、階段式護岸の整備による観覧場所の確保、さらには講師の巧みな話術による説明を取り入れ、攻防戦の模様を解説いただき、ご観覧いただいた皆さまが分かりやすく、より楽しんでいただけたものと感じております。

来年以降も、今年のイベントを振り返り、姉妹都市等の事例を参考に、おもてなしの心を持ち、皆さまに楽しんでいただけるイベントとなるよう、取り組んでまいります。

募集 募集します! recruit 寄居町水道委員会委員

水道委員会は、町長の諮問に応じ、水道施設の設置や水道事業運営に関して意見を述べていただく機関です。任期満了に伴い公募による委員を募集します。よりよい水道事業の推進のため、水道委員として皆様のご意見をお聞かせください。

▶**応募資格**
寄居町に住所を有する満20歳以上の方で、寄居町において他の付属機関等の公募による委員になっていない方

▶**募集人員**
2人

▶**任期**
委嘱日から3年間

▶**会議**
町長の諮問に応じ開催（平日の昼間、2時間程度）

▶**報酬**
町の規定に基づき支給

▶**応募方法**
上下水道課、役場1階総合案内で配布する応募用紙に必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて同課へ直接持参、または郵送、ファックス、Eメールで送信してください（Eメールの件名は「応募 水道委員会委員」としてください）。なお、応募用紙は町公式ホームページからも取得できます。

▶**添付書類**
「寄居町の水道」をテーマとした意見、考えをまとめたもの（800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、パソコンで作成する場合は、A4判1枚で印刷できる設定）。Eメールに添付する場合は、ワード形式のファイルとしてください。

▶**募集期間**
6月28日(金)まで

※持参の場合、開庁時にご持参ください。
※郵送の場合、同日消印有効
※ファックス・Eメールの場合、同日送信有効

▶**選考方法**
応募理由・作文から推量される考え方や、性別・年齢・地区などのバランスを考慮し、審査により決定します。

▶**選考結果**
応募者全員に文書で通知します。

提出先・問い合わせ

上下水道課
〒369-1292 住所記載不要
☎ 581・2121内線262・266
FAX 581・7531
Eメール zg121g@town.yorii.saitama.jp



お知らせ info 農地を有効活用しましょう！ 遊休農地再生利用等支援事業

町内で、耕作や適正な管理がされていない農地が増え、野生鳥獣が人家周辺で出没する要因の一つとなっています。町では、このような農地の発生防止と解消を図るため、農地に繁茂する草木等の伐根や整地と併せて野菜作りなどを行う「遊休農地再生利用事業」または作付けせずに除草などの保全管理をしている農地に果樹の苗木等を植栽する「保全管理農地利用事業」に取り組む方に対し、費用の一部を補助しています。農地の有効活用にご協力ください。

☎ 農林課 ☎ 581・2121内線407・408

▶**補助対象農地**／直近の農業委員会の利用状況調査で、遊休農地、または保全管理農地と判定された農地

▶**補助対象**／次の要件をすべて満たす方

- 補助対象農地を所有、または借り入れる方
※借り入れる場合は、法律で定める手続きが完了していること
- 事業実施後、3年以上の耕作が可能なる方
- 町税の滞納がない方

▶**申請手続き**／農林課に備え付けてある補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類（事業計画書、案内図、見積書の写しなど）と併せて提出してください。申請書は、町公式ホームページからも取得できます。

補助対象事業・経費等

事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額
利用事業 遊休農地再生	① 農地再生 遊休農地を再生するための伐根、障害物除去、深耕、整地、土づくり等	10分の9以内	10万円
	② 後作事業 ①の農地で実施する後作事業に要する野菜の種苗、果樹苗木、枝物・切り花、農薬、肥料、資材等		5万円
利用事業 保全管理農地	果樹苗木、枝物・切り花の植栽、緑肥作物種子の播種等	2分の1以内	5アール当たり1万円

※5アール以上のまとまった農地。①と②は併せて行うこと。

お知らせ info 森林整備補助事業をご活用ください！

町では、手入れの行き届かない森林の増加を食い止め、健全な森林づくりと林業の振興を図るため、下刈りや枝打ちなどを行った際に経費の一部を補助する「森林整備補助事業」を実施しています。

▶**申請期限**／令和2年 1月31日(金)

▶**対象**／町内に森林を所有する方または町内の森林で造林をしている方で、町税を滞納していない方

▶**補助対象経費**／第三者に森林の下刈りや枝打ち、除間伐などを請け負わせるのに要する経費、または自ら作業を行った場合の件費

※実際の経費と町基準額を比べて、低い方を補助対象経費とします。
※補助率は町基準額の10分の9以内です。

▶**申請手続き**／申請前に農林課へお問い合わせください。初めに補助対象となる森林であるかを調査します。その後、農林課に備え付けてある補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類（位置図・作業前写真、完納証明書）と併せて農林課へ申請してください。

補助対象事業・経費等

事業名	補助対象経費	町基準額 (10アール 当たり)	対象林齢
下刈り	雑草木の除去を行う事業に要する経費	16,900円	5年生以下
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費	29,800円	11年生以上 30年生以下
除間伐	不用木の除去・不良木の淘汰・搬出集積に要する経費	19,300円	

※事業規模は5アール以上が対象となります。

※除間伐の本数間伐率は、おおむね20%以上が対象となります。



☎ 農林課 ☎ 581・2121内線402